

議案第75号

加西市幼稚園事業実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市幼稚園事業実施に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成24年12月3日提出

加西市長 西村 和平

加西市幼児園事業実施に関する条例の一部を改正する条例

加西市幼児園事業実施に関する条例（平成15年加西市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表に次のように加える。

九会保育園・九会幼稚園	九会幼児園
-------------	-------

第2条第3項を次のように改める。

3 幼児園は次の育成事業を実施する。

- (1) 乳幼児に対し実施する保育所保育指針に基づく保育事業
- (2) 幼稚園教育要領に基づく幼児教育事業
- (3) 緊急一時保育事業（短時間保育部で平日の保育時間終了後から午後6時まで実施し、保護者の疾病、入院等により、緊急かつ一時的に家庭保育が困難となる児童を対象とするもの）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事業

第3条を次のように改める。

（保育料）

第3条 保育料は、保育所条例及び幼稚園条例を適用する。

2 緊急一時保育事業にかかる保育料については、前項の規定にかかわらず日額500円とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(審議資料)

平成 25 年 4 月 1 日より、九会保育園と九会幼稚園を「九会幼稚園」として開設し、全ての幼稚園で夏季預かり保育、緊急一時保育を実施するため所要の改正を行うもの。